

修正前	修正後（案）
<p>第1章 本計画の目的と構成</p> <p>（略）</p> <p>○災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。<u>特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</u></p> <p>○災害対策基本法に基づくこの計画は、震度7を記録し6千3百人を数える死者・行方不明者をもたらした阪神・淡路大震災など近年経験した大規模な災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。</p> <p>○<u>したがって、本計画は災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えてゆくものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第1章 本計画の目的と構成</p> <p>（略）</p> <p>○災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。</p> <p>○災害対策基本法 <u>(以下、「法」という。)</u>に基づくこの計画は、震度7を記録し6千3百人を数える死者・行方不明者をもたらした阪神・淡路大震災など近年経験した大規模な災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。</p> <p>（略）</p>
<p>第2章 防災の基本方針</p> <p>（略）</p>	<p>第2章 防災の基本方針</p> <p>（略）</p>
<p>第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応</p> <p>（略）</p> <p>・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障害者、高齢者等の災害時要援護者や<u>女性の参画</u>を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。</p> <p>（略）</p>	<p>第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応</p> <p>（略）</p> <p>・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障害者、高齢者等の災害時要援護者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。</p> <p>・<u>男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</u></p> <p>（略）</p>

第1編 総則

修正前	修正後（案）
<p>第4章 防災計画の効果的推進</p> <p>（略）</p> <p>○また、国、指定公共機関及び地方公共団体は、本計画、防災業務計画及び地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力を傾注し、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施するものとする。</p> <p>○<u>防災計画が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員のみならず、国民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であり、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国民の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>○指定公共機関以外の公共機関等においては、本計画に示された措置、施策、事業等について、それぞれの実情等に応じ実施するよう特段の配慮を望むものである。</p>	<p>第4章 防災計画の効果的推進</p> <p>（略）</p> <p>○また、国、指定公共機関及び地方公共団体は、本計画、防災業務計画及び地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力を傾注し、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施するものとする。</p> <p><u>○いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。</u></p> <p>（略）</p> <p>○指定公共機関以外の公共機関等においては、本計画に示された措置、施策、事業等について、それぞれの実情等に応じ実施するよう特段の配慮を望むものである。</p> <p><u>○本計画は、防災に関する総合的かつ長期的な計画を定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項等を定めることとされている（法第35条第1項）。本計画が「防災に関する基本的な計画（第2条第8号）」としての使命を確実に果たしていくため、中央防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。</u></p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 地震に強い国づくり，まちづくり</p> <p>○国及び地方公共団体は，地域の特性に配慮しつつ，地震に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。なお，本基本計画によるほか，地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，東南海・南海地震防災対策推進地域においては，東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置を実施するものとする。</p> <p>○大規模地震は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，大規模地震について，国は，<u>被害想定をもとに人的被害，経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標，減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される地震防災戦略を策定し，その実施を図るものとする。</u>また，その達成状況については，定期的にフォローアップを行うものとする。さらに，減災目標の達成のためには，地方公共団体の参画と連携が不可欠であり，関係地方公共団体は，地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方 （略）</p> <p>2 地震に強い国づくり</p> <p>○国は，<u>全国総合開発計画</u>等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，地震災害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 （略）</p> <p>(2) 首都の防災性の向上等</p> <p>○国及び首都圏を構成する地方公共団体は，首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみ，首都圏における都市防災構造化対策等防災対策を推進するものとする。また，国は，首都機能の移転の具体化に向けて積極的な検討を行うとともに，首都圏に過度に集中している諸機能の分散に努めるものとする。</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 地震に強い国づくり，まちづくり</p> <p>○国及び地方公共団体は，地域の特性に配慮しつつ，地震に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。なお，本基本計画によるほか，地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，東南海・南海地震防災対策推進地域においては，<u>東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき</u>地震防災に関する措置を実施するものとする。</p> <p>○大規模地震は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，<u>特定の大規模地震について，国は，予防対策から発災時の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた地震防災対策のマスタープランである地震対策大綱を策定する。</u>さらに国は，<u>期限を定めて定量的な減災目標を設定し，減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた地震防災戦略を策定し，地震防災対策を推進するものとする。</u>また，その達成状況については，定期的にフォローアップを行うものとする。さらに，減災目標の達成のためには，地方公共団体の参画と連携が不可欠であり，関係地方公共団体は，地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方 （略）</p> <p>2 地震に強い国づくり</p> <p>○国は，<u>国土形成計画</u>等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，地震災害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 （略）</p> <p>(2) 首都の防災性の向上等</p> <p>○国及び首都圏を構成する地方公共団体は，首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみ，首都圏における都市防災構造化対策等防災対策を推進するものとする。また，国は，首都機能の移転の具体化に向けて積極的な検討を行うとともに，首都圏に過度に集中している諸機能の分散に努めるものとする。</p> <p><u>○国は，首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え，発災</u></p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>(3) 地震に強い国土の形成 (略)</p> <p>3 地震に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，国，地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。</p> <p>○国，地方公共団体は，衛星通信，<u>パソコン通信</u>，<u>地域防災無線</u>等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。また，国及び地方公共団体は地震計等観測機器の整備に努めるとともに，地域衛星通信ネットワークと市町村防災行政無線を接続すること等により，災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。</p>	<p><u>後に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し，そのために必要な中央省庁の業務の実施体制を整えるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 地震に強い国土の形成 (略)</p> <p>3 地震に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，国，地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。</p> <p>○国，地方公共団体は，衛星通信，<u>インターネットメール</u>，<u>防災行政無線</u>等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。また，国及び地方公共団体は，<u>震度観測点の減少等により，震度の分布状況の把握に支障をきたし，初動対応に遅れが生じること等のないよう，迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに，地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により，震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○気象庁は，確実な緊急地震速報の発表のため，その体制及び施設，設備の充実を図る。また，国及び地方公共団体は，迅速な緊急地震速報の伝達のため，その伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。</u></p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効な、携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「<u>携帯・自動車電話等</u>」という。)、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。 <p>(略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕は、立川広域防災基地の整備を図るとともに、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備を推進する。また、国は地方公共団体と協力して、地震災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。</p> <p>3 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p> <p>(略)</p> <p>5 避難収容活動関係</p> <p>(略)</p> <p>6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係</p> <p>(略)</p> <p>7 施設、設備の応急復旧活動関係</p> <p>(略)</p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>(略)</p> <p>9 二次災害の防止活動関係</p> <p>(略)</p> <p>10 海外からの支援の受入れ活動関係</p> <p>(略)</p> <p>11 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>12 災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効な、携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「<u>携帯電話等</u>」という。)、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。<u>また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u> <p>(略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕は、立川広域防災基地の整備を図るとともに、東京湾臨海部<u>及び京阪神都市圏</u>における基幹的広域防災拠点の整備を推進する。また、国は地方公共団体と協力して、地震災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。</p> <p>3 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p> <p>(略)</p> <p>5 避難収容活動関係</p> <p>(略)</p> <p>6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係</p> <p>(略)</p> <p>7 施設、設備の応急復旧活動関係</p> <p>(略)</p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>(略)</p> <p>9 二次災害の防止活動関係</p> <p>(略)</p> <p>10 海外からの支援の受入れ活動関係</p> <p>(略)</p> <p>11 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>12 災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，震災時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに，2～3日分の食料，飲料水等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策，様々な条件下(家屋内，路上，自動車運転中など)で地震発生時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，啓蒙を図るものとする。また，災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</p> <p>○国〔内閣府，気象庁等〕は，我が国のおかれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため，地震活動，プレート活動，活断層等に関する広報資料の作成等に努めるものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は，地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう，地震情報，東海地震に関連する情報等の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 防災関連設備等の普及 （略）</p> <p>(3) 防災訓練の実施，指導 （略）</p> <p>○地方公共団体は，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民の地震発生時の避難行動，基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 （略）</p>	<p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，震災時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに，2～3日分の食料，飲料水等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策，様々な条件下(家屋内，路上，自動車運転中など)で地震発生時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，啓発を図るものとする。また，災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</p> <p>○国〔内閣府，気象庁等〕は，我が国のおかれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため，地震活動，プレート活動，活断層等に関する広報資料の作成等に努めるものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は，地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう，地震情報（震度，震源，マグニチュード，余震の状況等），東海地震に関連する情報等の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め，緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 防災関連設備等の普及 （略）</p> <p>(3) 防災訓練の実施，指導 （略）</p> <p>○地方公共団体は，定期的な防災訓練を，夜間等様々な条件に配慮し，居住地，職場，学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し，住民の地震発生時の避難行動，基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は，防災訓練の実施にあたっては，訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど，地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p> <p>(4) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 （略）</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため，国及び地方公共団体は，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また，地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>第4節 地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進 (略)</p>	<p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため，国及び地方公共団体は，<u>こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</u>さらに，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また，地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>第4節 地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進 (略)</p>
<p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>○東海地震について警戒宣言が発せられた場合の対応については，「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定めるところによる。</p> <p>○<u>東海地震についての異常データ観測時から発災後災害応急対策を終えるまでの具体的な広域応急対策活動については，「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定）及びこれに基づく具体的な活動内容に係る計画（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ）に定めるところによる。</u></p> <p>○<u>南関東地域に広域的かつ激甚な被害をもたらす地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置される場合については，「南関東地域震災応急対策活動要領」（昭和63年12月6日中央防災会議決定）に</u></p>	<p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>○東海地震について警戒宣言が発せられた場合の対応については，「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定めるところによる。</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p><u>定めるところによる。</u></p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>○地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)や津波情報、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 地震情報等の連絡</p> <p>○地震が発生した場合、まず気象庁が、地震情報及び津波予報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、関係省庁〔内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、気象庁から連絡を受けた地震情報を、市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>○気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を提供する。</p> <p>(2) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p>	<p>○別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところによるものとする。</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>○地震が発生した場合、地震情報や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 地震情報等の連絡</p> <p>○地震が発生した場合、まず気象庁が、地震情報及び津波警報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、関係省庁〔内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、気象庁から連絡を受けた地震情報を、市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>○気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者の協力を得て、広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。</p> <p>○国〔消防庁〕、地方公共団体及び放送事業者等は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。</p> <p>(2) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○大規模地震が発生した場合には、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模地震が発生した場合には、官邸において、関係省庁幹部による緊急参集チームが情報の集約を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(4) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、 (略)</p> <p>・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、<u>携帯・自動車電話</u>、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 (略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保体制 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○大規模地震が発生した場合には、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模地震が発生した場合には、官邸において、関係省庁<u>等</u>幹部による緊急参集チームが情報の集約<u>等</u>を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(4) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、 (略)</p> <p>・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、<u>携帯電話等</u>、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 (略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保体制 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 避難収容活動 （略）</p> <p>第6節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 （略）</p> <p>第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第9節 施設、設備等の応急復旧活動 （略）</p> <p>第10節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>○流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。また、国は放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、情報の公表、</p>	<p>除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。<u>あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>第5節 避難収容活動 （略）</p> <p>第6節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 （略）</p> <p>第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第9節 施設、設備等の応急復旧活動 （略）</p> <p>第10節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>○流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、<u>正確かつわかりやすい</u>情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。また、国は放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、情報の公表、</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>第11節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>1 水害・土砂災害対策</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。</p> <p>2 建築物、構造物の倒壊 (略)</p> <p>3 高潮、波浪等の対策 (略)</p> <p>4 爆発等及び有害物質による二次災害対策 (略)</p> <p>第12節 自発的支援の受入れ (略)</p>	<p>広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、<u>インターネットポータル会社等</u>の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>第11節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>1 水害・土砂災害対策</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。</p> <p><u>○気象庁及び都道府県は、必要に応じて警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</u></p> <p>2 建築物、構造物の倒壊 (略)</p> <p>3 高潮、波浪等の対策 (略)</p> <p>4 爆発等及び有害物質による二次災害対策 (略)</p> <p>第12節 自発的支援の受入れ (略)</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の<u>自立的生活再建の支援を行うものとする</u>。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>住宅金融公庫</u>等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、<u>公営・公団</u>等の空家を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>国</u>及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、<u>中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付</u>等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付<u>を行う</u>。また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、<u>被災地の速やかな復興を図る</u>。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>住宅金融支援機構</u>等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅<u>融資</u>の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、<u>公営住宅</u>等の空家を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 津波対策</p> <p>第1節 災害予防</p>	<p>第4章 津波対策</p> <p>第1節 災害予防</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）				
<p>1 災害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>2 <u>津波予報の迅速な発表と伝達のための備え</u> ○気象庁は，<u>迅速な津波予報の実施のため</u>，地震及び津波観測，解析，通信等の体制及び施設，設備の充実を図るとともに，<u>緊急地震速報の提供に向けた体制及び施設，設備の整備に努める</u>。また，国及び地方公共団体は，<u>迅速な津波予報の伝達のため</u>，伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るものとする。 （略）</p> <p>3 国民に対する<u>啓蒙</u> ○特に津波については，個人の避難行動が重要であることから，国及び地方公共団体は，津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い，避難方法等を住民及び船舶等に対し広く<u>啓蒙</u>するものとする。 （略）</p> <p>第2節 災害応急対策</p> <p>1 災害発生直前の対策 ○気象庁は，地震の発生後迅速に津波の可能性を判定，津波<u>予報</u>を実施するものとする。国，地方公共団体及び放送事業者等は，津波警報等を迅速かつ正確に住民，釣り人，海水浴客などの観光客，船舶等に伝達するものとする。 （略）</p>	<p>1 災害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>2 <u>津波警報等の迅速な実施と伝達のための備え</u> ○気象庁は，<u>迅速な津波警報等の実施のため</u>，地震及び津波観測，解析，通信等の体制及び施設，設備の充実を図る。また，国及び地方公共団体は，<u>迅速な津波警報等の伝達のため</u>，伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るものとする。 （略）</p> <p>3 国民に対する<u>啓発</u> ○特に津波については，個人の避難行動が重要であることから，国及び地方公共団体は，津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い，避難方法等を住民及び船舶等に対し広く<u>啓発</u>するものとする。 （略）</p> <p>第2節 災害応急対策</p> <p>1 災害発生直前の対策 ○気象庁は，地震の発生後迅速に津波の可能性を判定，<u>津波警報等</u>を実施するものとする。国，地方公共団体及び放送事業者等は，津波警報等を迅速かつ正確に住民，釣り人，海水浴客などの観光客，船舶等に伝達するものとする。 （略）</p> <p><u>別表（第2章 関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 965 2027 1444"> <tr> <td data-bbox="1153 965 1377 1444"> <p><u>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>②東海地震に係る警戒宣言が発表せられ，地震災害警戒本部が設置された場合</u></p> <p><u>③東海地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p> </td> <td data-bbox="1377 965 1590 1444"> <p><u>東南海地震，南海地震が同時発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p> </td> <td data-bbox="1590 965 1803 1444"> <p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合</u></p> </td> <td data-bbox="1803 965 2027 1444"> <p><u>東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p> </td> </tr> </table>	<p><u>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>②東海地震に係る警戒宣言が発表せられ，地震災害警戒本部が設置された場合</u></p> <p><u>③東海地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>	<p><u>東南海地震，南海地震が同時発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>	<p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合</u></p>	<p><u>東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>
<p><u>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>②東海地震に係る警戒宣言が発表せられ，地震災害警戒本部が設置された場合</u></p> <p><u>③東海地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>	<p><u>東南海地震，南海地震が同時発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>	<p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合</u></p>	<p><u>東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し，その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</u></p>		

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）			
	<p><u>本部が設置された場合</u> <u>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</u></p>			
	<p>・<u>「東海地震応急対策活動要領」</u>（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正） ・<u>「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画</u>（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p>	<p>・<u>「東南海・南海地震応急対策活動要領」</u>（平成18年4月21日中央防災会議決定） ・<u>「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画</u>（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）</p>	<p><u>「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」</u>（平成19年6月21日中央防災会議決定）</p>	<p><u>「首都直下地震応急対策活動要領」</u>（平成18年4月21日中央防災会議決定）</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり (略)</p> <p>1 風水害に強い国づくり ○国は，<u>全国総合開発計画</u>等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，暴風，豪雨，洪水，高潮，地すべり，土石流，がけ崩れ等による風水害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。 (略)</p> <p>2 風水害に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係 (1) 警報等の伝達 (略) (2) 住民の避難誘導體制 ○地方公共団体は，避難指示，避難勧告，避難準備情報等について，河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ，洪水，土砂災害等の災害事象の特性，収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し，また，避難場所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また，水防団等と協議し，発災時の避難誘導に係る計画を作成し，訓練を行うものとする。 ○地方公共団体は，土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。国は，この基準の設定及び見直しについて，必要な助言等を行うものとする。 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 ○気象庁は，台風，前線の活動，集中豪雨等の動向を観測するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。また，台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設，設備の充実を図るものとする。 (略)</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり (略)</p> <p>1 風水害に強い国づくり ○国は，<u>国土形成計画</u>等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，暴風，豪雨，洪水，高潮，地すべり，土石流，がけ崩れ等による風水害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。 (略)</p> <p>2 風水害に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係 (1) 警報等の伝達 (略) (2) 住民の避難誘導體制 ○地方公共団体は，避難指示，避難勧告，避難準備情報等について，河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ，洪水，土砂災害等の災害事象の特性，収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し，また，避難場所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また，水防団等と協議し，発災時の避難誘導に係る計画を作成し，訓練を行うものとする。 ○地方公共団体は，土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を<u>土砂災害警戒情報等を用いて</u>あらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。国は，この基準の設定及び見直しについて，必要な助言等を行うものとする。 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 ○気象庁は，台風，前線の活動，集中豪雨，<u>竜巻等突風など</u>の動向を観測するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。また，台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設，設備の充実を図るものとする。 (略)</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>○迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、国、地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。</p> <p>○国、地方公共団体は、衛星通信、パソコン通信、地域防災無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線の通信ネットワークにおいて、回線強化、移動通信回線の充実に努めるものとする。</p> <p>○国土交通省は光ファイバーの使用、又はテレメーター化した通信網を利用した、河川・水路の水位情報や流域の浸水情報、道路の冠水等を把握するとともに、水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、監視カメラシステム等によるモニタリング道路情報板による情報提供等、これらを集中管理するシステムを構築するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、光ファイバー等を活用し、高潮に関する情報の伝達や水門等海岸保全施設の集中管理を行うシステムを構築するなど、住民、海岸利用者等へ情報伝達する体制を整備するものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <p>・災害時に有効な、携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。 (略)</p> <p>3 災害応急体制の整備関係 (略)</p>	<p>○迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、国、地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。</p> <p>○国、地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線及び移動通信回線の充実に努めるものとする。</p> <p>○国土交通省は、多重無線、光ファイバー、移動通信回線、テレメーター化した通信網等を利用し、河川・水路の水位情報、流域の浸水情報、レーダー一雨(雪)量計情報、道路の冠水情報等を把握するとともに、水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、監視カメラシステム等によるモニタリング、警報設備、ビーコン及び情報板による情報提供等、これらを集中管理するシステムを構築するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、多重無線、光ファイバー、移動通信回線、テレメーター化した通信網等を活用し、高潮に関する情報の伝達や水門等海岸保全施設の集中管理を行うシステムを構築するなど、住民、海岸利用者等へ情報伝達する体制を整備するものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <p>・災害時に有効な、携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。 (略)</p> <p>3 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>5 救助・救急及び医療活動関係 （略）</p> <p>6 緊急輸送活動関係 （略）</p> <p>7 避難収容活動関係 （略）</p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>9 施設，設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略）</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施 （略）</p> <p>13 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに，2～3日分の食料，飲料水等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策，注意報・警報実施時や避難勧告等発表時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，啓蒙を図るものとする。また，災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。 （略）</p> <p>○地方公共団体は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p>	<p>（略）</p> <p>5 救助・救急及び医療活動関係 （略）</p> <p>6 緊急輸送活動関係 （略）</p> <p>7 避難収容活動関係 （略）</p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>9 施設，設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略）</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施 （略）</p> <p>13 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに，2～3日分の食料，飲料水等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策，注意報・警報実施時や避難勧告等発表時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，啓蒙を図るものとする。また，災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。 （略）</p> <p>○地方公共団体は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。 （略）</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>・土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施、指導</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため、国及び地方公共団体は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	<p>・<u>土砂災害警戒区域等</u>の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。</p> <p><u>○国〔内閣府、気象庁〕は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解ができるよう、竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、気象庁は報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施、指導</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため、国及び地方公共団体は、<u>こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</u>さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第4節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 風水害及び風水害対策に関する研究の推進 （略）</p> <p>(2) 予測，観測の充実・強化等 ○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は雨量，水位等の観測体制，施設の充実・強化等を図るものとする。 ○気象庁は，気象予測の高度化を図る。特に，降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術の精度向上を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 社会学的研究等の推進 （略）</p>	<p>関するアドバイスをを行うものとする。</p> <p>第4節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 風水害及び風水害対策に関する研究の推進 （略）</p> <p>(2) 予測，観測の充実・強化等 ○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は雨量，水位等の観測体制，施設の充実・強化等を図るものとする。 ○気象庁は，気象予測の高度化を図る。特に，降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術や竜巻等突風予測技術の精度向上を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 社会学的研究等の推進 （略）</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○気象庁は、迅速な水防活動の立ち上がりを支援するために、降水短時間予報等の雨量予報情報の情報提供に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○気象庁と都道府県は共同して、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</p> <p>○気象庁と都道府県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知するものとする。また、国土交通省及び気象庁は、地方公共団体等が土砂災害警戒情報を活用<u>できる</u>よう周知するものとする。</p> <p>2 住民の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>○大規模な風水害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁〔内閣府、警察</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○気象庁は、迅速な水防活動の立ち上がりを支援するために、降水短時間予報等の雨量予報情報の情報提供に努めるものとする。</p> <p><u>○気象庁は、竜巻等突風による被害の軽減に資するために、竜巻等突風に関する予測情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○気象庁と都道府県は共同して、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</p> <p>○気象庁と都道府県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の<u>実施</u>や住民等への避難勧告等の<u>発令</u>を適時適切に<u>判断することができる</u>よう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知するものとする。また、国土交通省及び気象庁は、地方公共団体等が土砂災害警戒情報を活用<u>した警戒避難体制を構築する</u>よう周知するものとする。</p> <p>2 住民の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>○大規模な風水害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁〔内閣府、警察</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等]及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模な風水害が発生した場合には、官邸において、関係省庁幹部による緊急参集チームが情報の集約を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、</p> <p>(略)</p> <p>・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、<u>携帯・自動車電話</u>、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動 (略)</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保体制 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するも</p>	<p>庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等]及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模な風水害が発生した場合には、官邸において、関係省庁<u>等</u>幹部による緊急参集チームが情報の集約<u>等</u>を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、</p> <p>(略)</p> <p>・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、<u>携帯電話等</u>、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動 (略)</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保体制 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するも</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>のとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。</p> <p>（略）</p> <p>第7節 避難収容活動 （略）</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動 （略）</p> <p>第9節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>第10節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第11節 施設，設備等の応急復旧活動 （略）</p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動 （略）</p> <p>（1）被災者等への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、掲示板，広報誌，広報車等によるほか、放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</u>また、国は放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（2）国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随</p>	<p>のとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。<u>あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン，情報板等により迅速に情報提供すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>第7節 避難収容活動 （略）</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動 （略）</p> <p>第9節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>第10節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第11節 施設，設備等の応急復旧活動 （略）</p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動 （略）</p> <p>（1）被災者等への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、掲示板，広報誌，広報車等によるほか、放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</u>また、国は放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（2）国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>時入手したいというニーズに答えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社等</u>の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 （略）</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ （略）</p>	<p>時入手したいというニーズに答えるため、<u>インターネットポータル会社等</u>の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 （略）</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ （略）</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>○必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の<u>自立的</u>生活再建の支援を行うものとする。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。</p> <p>○<u>住宅金融公庫</u>等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、<u>公営・公団</u>住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>○必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付<u>を行う</u>。また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、<u>被災地の速やかな復興を図る</u>。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。</p> <p>○<u>住宅金融支援機構</u>等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅<u>融資</u>の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るた</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>図るため、<u>公営・公団</u>等の空家を活用する。 （略）</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、<u>中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付</u>等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 （略）</p>	<p>め、<u>公営住宅</u>等の空家を活用する。 （略）</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 （略）</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 火山災害に強い国づくり，まちづくり (略)</p> <p>1 火山災害に強い国づくり ○国は、<u>全国総合開発計画</u>等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。 (略)</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係 (1) <u>火山情報</u>等の伝達 ○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は、<u>火山の異常な活動を把握した際の情報</u>等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。 (2) 住民の避難誘導體制 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 ○気象庁は、災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し、噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。特に、火山活動の状態を分かりやすく伝え、地方公共団体等の的確な防災対策に資するよう、<u>火山活動度レベルの火山情報への導入を進めるものとする。</u> (略) ○迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、国、地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。 ○国及び地方公共団体は、衛星通信、<u>パソコン通信</u>、<u>地域防災無線</u>等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。 (2) 情報の分析整理 (略)</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 火山災害に強い国づくり，まちづくり (略)</p> <p>1 火山災害に強い国づくり ○国は、<u>国土形成計画</u>等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。 (略)</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係 (1) <u>噴火警報</u>等の伝達 ○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は、<u>噴火警報</u>等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。 (2) 住民の避難誘導體制 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 ○気象庁は、災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し、噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集し、<u>噴火警報を行い、これを伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。特に、火山活動の状態を分かりやすく伝え、地方公共団体等の的確な防災対策に資するよう、<u>噴火時等によるべき防災行動を踏まえて区分した噴火警戒レベルの導入を進めるものとする。</u></u> (略) ○迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、国、地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。 ○国及び地方公共団体は、衛星通信、<u>インターネットメール</u>、<u>防災行政無線</u>等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。 (2) 情報の分析整理 (略)</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効な，<u>携帯・自動車電話</u>等，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。 <p>(略)</p> <p>3 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>4 救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>5 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>6 避難収容活動関係 (略)</p> <p>7 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 (略)</p> <p>8 施設，設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p>9 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p>10 二次災害の防止活動関係 (略)</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係 (略)</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施 (1) 国における防災訓練の実施 (略)</p>	<p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効な，<u>携帯電話</u>等，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。<u>また，IP電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u> <p>(略)</p> <p>3 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>4 救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>5 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>6 避難収容活動関係 (略)</p> <p>7 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 (略)</p> <p>8 施設，設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p>9 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p>10 二次災害の防止活動関係 (略)</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係 (略)</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施 (1) 国における防災訓練の実施 (略)</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>(2) 地方における防災訓練の実施 (略)</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価 ○国、地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては、被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。 (略)</p> <p>1 3 災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及、徹底 (略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 ○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で火山災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。 (略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施、指導 (略)</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備 (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 企業防災の促進 ○企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよ</p>	<p>(2) 地方における防災訓練の実施 (略)</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価 ○国、地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては、<u>ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して</u>被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。 (略)</p> <p>1 3 災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及、徹底 (略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 ○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で火山災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、<u>啓発</u>を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。 (略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施、指導 (略)</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備 (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 企業防災の促進 ○企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよ</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>う努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため、国及び地方公共団体は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 （略）</p>	<p>う努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため、国及び地方公共団体は、<u>こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</u>さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 （略）</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>○応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には市町村があたり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援するものとする。</p> <p>○火山災害の応急対策の動きとしては、まず災害発生直前の火山情報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的初動調査等被害状況等の収集、連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害など）の防止を行っていくこととなる。この他、国内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>（略）</p> <p>1 火山災害に関する情報の伝達</p> <p>○気象庁は、火山活動に関する異常現象を把握し、注意が必要なときには臨時火山情報を、生命、身体にかかわる火山活動を把握したときには緊急火山情報を発表し、地方公共団体は、関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。また、気象庁は、観測体制を強化し、適切な情報の発表に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 警戒区域の設定、避難勧告等</p> <p>（略）</p> <p>○国は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、気象庁の発表する火山情報（火山活動度レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>（略）</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>（1）被害規模の早期把握のための活動</p> <p>（略）</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>○応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には市町村があたり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援するものとする。</p> <p>○火山災害の応急対策の動きとしては、まず災害発生直前の噴火警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的初動調査等被害状況等の収集、連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害など）の防止を行っていくこととなる。この他、国内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>（略）</p> <p>1 火山災害に関する情報の伝達</p> <p>○気象庁は、火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるときは、その旨を警告する噴火警報を行い、地方公共団体は、関係機関及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。また、気象庁は、観測体制の強化や、より適切な噴火警報等の実施に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 警戒区域の設定、避難勧告等</p> <p>（略）</p> <p>○国は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、気象庁の発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民等への周知に努めるものとする。</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>（略）</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>（1）被害規模の早期把握のための活動</p> <p>（略）</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁幹部による緊急参集チームが情報の集約を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、</p> <p>・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、<u>携帯・自動車電話</u>、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保体制 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に</p>	<p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁<u>等</u>幹部による緊急参集チームが情報の集約<u>等</u>を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、</p> <p>・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、<u>携帯電話等</u>、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保体制 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。</p>	<p>対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。<u>あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供すること。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6節 避難収容活動</p>	<p>第6節 避難収容活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p>	<p>第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動</p>	<p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動</p>	<p>第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第10節 施設、設備の応急復旧活動</p>	<p>第10節 施設、設備の応急復旧活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第11節 被災者等への的確な情報伝達活動</p>	<p>第11節 被災者等への的確な情報伝達活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p>	<p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p>	<p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p>
<p>○情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</u>また、国は放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。</p>	<p>○情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</u>また、国は放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p>	<p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。</p>	<p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。</p>
<p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力</p>	<p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 （略）</p> <p>第12節 二次災害の防止活動 （略）</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ （略）</p>	<p>を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 （略）</p> <p>第12節 二次災害の防止活動 （略）</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ （略）</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>○必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の<u>自立的</u>生活再建の支援を行うものとする。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。</p> <p>○<u>住宅金融公庫</u>等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、<u>公営・公団</u>住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>○必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付<u>を行う</u>。また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、<u>被災地の速やかな復興を図る</u>。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。</p> <p>○<u>住宅金融支援機構</u>等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅<u>融資</u>の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、<u>公営住宅等</u>への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るた</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>図るため、<u>公営・公団</u>等の空家を活用する。 （略）</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>国及び地方公共団体</u>は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、<u>中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付</u>等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 （略）</p>	<p>め、<u>公営住宅</u>等の空家を活用する。 （略）</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 （略）</p>
<p>第4章 継続災害への対応方針 （略）</p>	<p>第4章 継続災害への対応方針 （略）</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>1 雪害に強い国づくり ○国は，<u>全国総合開発計画</u>等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，豪雪，雪崩等による雪害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。 （略）</p> <p>2 雪害に強いまちづくり （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>1 災害発生直前対策関係 （略）</p> <p>2 情報の収集・連絡関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 （略） ○国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。 ○国，地方公共団体は，衛星通信，<u>パソコン通信</u>，<u>地域防災無線</u>等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。 ○国土交通省及び地方公共団体は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，<u>多重無線の通信ネットワーク</u>において，<u>回線強化</u>，<u>移動通信回線の充実</u>を図るものとする。 （略）</p> <p>(2) 情報の分析整理 （略）</p> <p>(3) 通信手段の確保 （略）</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>1 雪害に強い国づくり ○国は，<u>国土形成計画</u>等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，豪雪，雪崩等による雪害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。 （略）</p> <p>2 雪害に強いまちづくり （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>1 災害発生直前対策関係 （略）</p> <p>2 情報の収集・連絡関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 （略） ○国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。 ○国，地方公共団体は，衛星通信，<u>インターネットメール</u>，<u>防災行政無線</u>等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。 ○国土交通省及び地方公共団体は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，<u>多重無線及び移動通信回線の充実</u>を図るものとする。 （略）</p> <p>(2) 情報の分析整理 （略）</p> <p>(3) 通信手段の確保 （略）</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>・災害時に有効な、<u>携帯・自動車電話</u>等，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。</p>	<p>・災害時に有効な、<u>携帯電話</u>等，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。</p>	<p>・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。<u>また，IP電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 災害応急体制の整備関係</p>	<p>3 災害応急体制の整備関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係</p>	<p>4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 救助・救急及び医療活動関係</p>	<p>5 救助・救急及び医療活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6 緊急輸送活動関係</p>	<p>6 緊急輸送活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>7 避難収容活動関係</p>	<p>7 避難収容活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係</p>	<p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>9 施設，設備の応急復旧活動関係</p>	<p>9 施設，設備の応急復旧活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>	<p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>11 海外からの支援の受入れ活動関係</p>	<p>11 海外からの支援の受入れ活動関係</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>12 防災関連機関の防災訓練の実施</p>	<p>12 防災関連機関の防災訓練の実施</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>13 災害復旧・復興への備え</p>	<p>13 災害復旧・復興への備え</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第3節 国民の防災活動の促進</p>	<p>第3節 国民の防災活動の促進</p>
<p>1 防災思想の普及，徹底</p>	<p>1 防災思想の普及，徹底</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 防災知識の普及，訓練</p>	<p>2 防災知識の普及，訓練</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(1) 防災知識の普及 ○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害の危険性を周知させるとともに、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報実施時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、<u>啓蒙</u>を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施、指導 (略)</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 企業防災の促進 ○企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため、国及び地方公共団体は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>第4節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進 (略)</p>	<p>(1) 防災知識の普及 ○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害の危険性を周知させるとともに、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報実施時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、<u>啓発</u>を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施、指導 (略)</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 企業防災の促進 ○企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため、国及び地方公共団体は、<u>こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</u>さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>第4節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進 (略)</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省は、自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、この情報を速やかに道路利用者等に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、</p> <p>(略)</p> <p>・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、<u>携帯・自動車電話</u>、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>第4節 除雪の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>(略)</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動</p> <p>(略)</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路交通規制等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省は、自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、この情報を<u>道路情報板、ビーコン等により</u>、速やかに道路利用者等に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、</p> <p>(略)</p> <p>・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、<u>携帯電話等</u>、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>第4節 除雪の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>(略)</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動</p> <p>(略)</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路交通規制等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。</p>	<p>除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。<u>あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供すること。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第7節 避難収容活動</p>	<p>第7節 避難収容活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p>	<p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第9節 保健衛生、遺体の処理等に関する活動</p>	<p>第9節 保健衛生、遺体の処理等に関する活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動</p>	<p>第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第11節 施設、設備の応急復旧活動</p>	<p>第11節 施設、設備の応急復旧活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動</p>	<p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p>	<p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p>	<p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p>
<p>○情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p>	<p>○情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p>	<p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。</p>	<p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。</p>
<p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随</p>	<p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>時入手したいというニーズに答えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社等</u>の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 （略）</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ （略）</p>	<p>時入手したいというニーズに答えるため、<u>インターネットポータル会社等</u>の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 （略）</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ （略）</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>（略）</p> <p>第1節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>（略）</p> <p>第2節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の<u>自立的生活再建の支援を行うものとする</u>。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。</p> <p>○<u>住宅金融公庫等</u>は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他に必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、<u>公営・公団等の空家を活用する</u>。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>国及び地方公共団体</u>は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、<u>中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等</u>により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>（略）</p> <p>第1節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>（略）</p> <p>第2節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付<u>を行う</u>。また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、<u>被災地の速やかな復興を図る</u>。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。</p> <p>○<u>住宅金融支援機構等</u>は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅<u>融資の</u>貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他に必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、<u>公営住宅等の空家を活用する</u>。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>（略）</p>

第6編 海上災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 海上交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>第2節 船舶の安全な運行の確保 (略)</p> <p>第3節 船舶の安全性の確保 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <p>・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>3 捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 危険物等の大量流出時における防除活動関係 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求めることが</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 海上交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>第2節 船舶の安全な運行の確保 (略)</p> <p>第3節 船舶の安全性の確保 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <p>・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。<u>また，IP電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>3 捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 危険物等の大量流出時における防除活動関係 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求めることが</p>

第6編 海上災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>できる体制を整備するものとする。</p> <p>○海上保安庁は、<u>油</u>が大量流出した場合における<u>油</u>防除に関する計画を作成するものとする。</p> <p>○船舶所有者等は、<u>油</u>が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を船舶内等に備え付けるものとする。</p> <p>○<u>石油事業者</u>団体は、<u>油</u>が大量流出した場合に備えて、<u>油</u>防除資機材の整備を図るものとする。</p> <p>6 関係者等への的確な情報伝達活動関係 （略）</p> <p>7 二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>8 防災関係機関の防災訓練の実施 (1) 防災訓練の実施 （略）</p> <p>○海上保安庁等の国の機関、消防機関及び警察機関等を始めとする地方公共団体、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。</p> <p>○<u>石油事業者</u>団体は、<u>油</u>流出事故に対応するため、積極的に<u>油</u>防除訓練を行う。</p> <p>(2) 実践的な訓練の実施と事後評価 （略）</p> <p>9 災害復旧への備え （略）</p> <p>第5節 海上防災思想の普及 （略）</p> <p>第6節 海上交通環境の整備 ○国及び港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努めるとともに、国は港湾施設の技術基準の充実を図るものとする。 （略）</p> <p>第7節 海上災害及び防災に関する研究等の推進及び再発防止対策の実施 （略）</p>	<p>できる体制を整備するものとする。</p> <p>○海上保安庁は、<u>油等</u>が大量流出した場合における<u>油等</u>防除に関する計画を作成するものとする。</p> <p>○船舶所有者等は、<u>油等</u>が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を船舶内等に備え付けるものとする。</p> <p>○<u>石油・化学事業者</u>団体は、<u>油等</u>が大量流出した場合に備えて、<u>油等</u>防除資機材の整備を図るものとする。</p> <p>6 関係者等への的確な情報伝達活動関係 （略）</p> <p>7 二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>8 防災関係機関の防災訓練の実施 (1) 防災訓練の実施 （略）</p> <p>○海上保安庁等の国の機関、消防機関及び警察機関等を始めとする地方公共団体、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。</p> <p>○<u>石油・化学事業者</u>団体は、<u>油等</u>流出事故に対応するため、積極的に<u>油等</u>防除訓練を行う。</p> <p>(2) 実践的な訓練の実施と事後評価 （略）</p> <p>9 災害復旧への備え （略）</p> <p>第5節 海上防災思想の普及 （略）</p> <p>第6節 海上交通環境の整備 ○国及び港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努めるとともに、<u>港湾施設の整備等を行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。</u> （略）</p> <p>第7節 海上災害及び防災に関する研究等の推進及び再発防止対策の実施 （略）</p>

第6編 海上災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 関係事業者等の活動体制 （略）</p> <p>2 内閣官房、指定行政機関の活動体制 （略）</p> <p>3 地方公共団体及び公共機関の活動体制 （略）</p> <p>4 広域的な応援体制 （略）</p> <p>5 関係省庁連絡会議の開催等</p> <p>(1) 関係省庁連絡会議の開催等 （略）</p> <p>(2) 警戒本部の設置等</p> <p>○海上事故により<u>原油等</u>の危険物等が大量流出した場合において、収集された情報により、事故の規模、予想される被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、内閣総理大臣に報告の上、国は直ちに海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置するものとする。 （略）</p> <p>6 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 （略）</p> <p>7 非常災害対策本部の設置等 （略）</p> <p>8 自衛隊の災害派遣 （略）</p> <p>9 防災業務関係者の安全確保 （略）</p> <p>第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 関係事業者等の活動体制 （略）</p> <p>2 内閣官房、指定行政機関の活動体制 （略）</p> <p>3 地方公共団体及び公共機関の活動体制 （略）</p> <p>4 広域的な応援体制 （略）</p> <p>5 関係省庁連絡会議の開催等</p> <p>(1) 関係省庁連絡会議の開催等 （略）</p> <p>(2) 警戒本部の設置等</p> <p>○海上事故により<u>油等</u>の危険物等が大量流出した場合において、収集された情報により、事故の規模、予想される被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、内閣総理大臣に報告の上、国は直ちに海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置するものとする。 （略）</p> <p>6 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 （略）</p> <p>7 非常災害対策本部の設置等 （略）</p> <p>8 自衛隊の災害派遣 （略）</p> <p>9 防災業務関係者の安全確保 （略）</p> <p>第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策</p>

第6編 海上災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>○海上事故により大量の原油等の油が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じるものとする。</p> <p>○海上保安庁は、海上事故により危険物等が海上に流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずるものとする。</p> <p>○消防機関、都道府県警察は、海上事故により危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。</p> <p>○国土交通省は、油流出事故が発生した場合、要請等を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動</p> <p>（略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>（略）</p> <p>○非常災害対策本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び関係事業者等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応</p> <p>（略）</p> <p>第7節 二次災害の防止活動</p> <p>（略）</p>	<p>○海上事故により大量の<u>油等</u>が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じるものとする。</p> <p>○海上保安庁は、海上事故により危険物等が海上に流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずるものとする。</p> <p>○消防機関、都道府県警察は、海上事故により危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。</p> <p>○国土交通省は、<u>油等</u>流出事故が発生した場合、要請等を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動</p> <p>（略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>（略）</p> <p>○非常災害対策本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び関係事業者等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応</p> <p>（略）</p> <p>第7節 二次災害の防止活動</p> <p>（略）</p>

第6編 海上災害対策編

修正前	修正後（案）
第3章 災害復旧 （略）	第3章 災害復旧 （略）

第7編 航空災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 航空交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>第2節 航空機の安全な運航の確保 (略)</p> <p>第3節 航空機の安全性の確保 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「<u>携帯・自動車電話等</u>」という。)，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。 (略) ・N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。 (略) <p>2 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>3 捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 航空交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>第2節 航空機の安全な運航の確保 (略)</p> <p>第3節 航空機の安全性の確保 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「<u>携帯電話等</u>」という。)，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。 (略) ・N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。<u>また，IP電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u> (略) <p>2 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>3 捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p>

第7編 航空災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>5 関係者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p>6 防災関係機関の防災訓練の実施 (略)</p> <p>第5節 航空交通環境の整備 ○国土交通省は、<u>空港整備五箇年計画</u>等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策の実施を図る。</p> <p>第6節 再発防止対策の推進 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 関係者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p>6 防災関係機関の防災訓練の実施 (略)</p> <p>第5節 航空交通環境の整備 ○国土交通省は、<u>社会資本整備重点計画</u>等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策の実施を図る。</p> <p>第6節 再発防止対策の推進 (略)</p>

第7編 航空災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第3節 搜索，救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び航空事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 （略）</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第3節 搜索，救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び航空事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 （略）</p>

第8編 鉄道災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>第2節 鉄軌道の安全な運行の確保 (略)</p> <p>第3節 鉄軌道車両の安全性の確保 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「<u>携帯・自動車電話等</u>」という。)，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。 (略) ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。 <p>(略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>第2節 鉄軌道の安全な運行の確保 (略)</p> <p>第3節 鉄軌道車両の安全性の確保 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「<u>携帯電話等</u>」という。)，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。 (略) ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。<u>また，IP電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u> <p>(略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p>

第8編 鉄道災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>5 関係者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p>6 防災関係機関の防災訓練の実施 (略)</p> <p>7 災害復旧への備え (略)</p> <p>第5節 鉄軌道交通環境の整備 (略)</p> <p>第6節 鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第7節 再発防止対策の実施 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 関係者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p>6 防災関係機関の防災訓練の実施 (略)</p> <p>7 災害復旧への備え (略)</p> <p>第5節 鉄軌道交通環境の整備 (略)</p> <p>第6節 鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第7節 再発防止対策の実施 (略)</p>

第8編 鉄道災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 （略）</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 （略）</p>
<p>第3章 災害復旧 （略）</p>	<p>第3章 災害復旧 （略）</p>

第9編 道路災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 道路交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>○道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 道路施設等の整備 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 道路交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>○道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、<u>平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに</u>、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 道路施設等の整備 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p><u>○国土交通省は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。</u></p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p>

第9編 道路災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 (略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第5節 危険物の流出に対する応急対策 (略)</p> <p>第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 (略)</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 被災者の家族等への情報伝達活動 (略)</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>○非常災害対策本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、情報の</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p><u>○国土交通省は、道路パトロール等により、道路の被災状況を迅速に把握するものとする。</u></p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、<u>国土交通省</u>等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 (略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第5節 危険物の流出に対する応急対策 (略)</p> <p>第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 (略)</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 被災者の家族等への情報伝達活動 (略)</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>インターネットポータル会社等</u>の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>2 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>○非常災害対策本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、情報の</p>

第9編 道路災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>3 関係者等からの問い合わせに対する対応 （略）</p>	<p>公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>3 関係者等からの問い合わせに対する対応 （略）</p>
<p>第3章 災害復旧 （略）</p>	<p>第3章 災害復旧 （略）</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 施設等の安全性の確保 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体等の緊急時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その整備・運用及び管理等に当たっては，次の点を十分考慮するものとする。 (略)</p> <p>・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 各機関の防災体制の整備 (略)</p> <p>○原子力事業者は，放射線防護用器具，非常用通信機器，放射線測定設備・機器その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ的確に行われるよう，防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>○安全規制担当省庁は，原子力緊急事態における関係者との連絡方法，意思決定方法，原子力緊急事態宣言と判断すべき事象の詳細，現地における対応方策等を定めた危機管理マニュアルを策定するものとする。また，国は，指定行政機関との連絡方法，初期動作等を定めた関係省庁マニュアルを整備する。</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 施設等の安全性の確保 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体等の緊急時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その整備・運用及び管理等に当たっては，次の点を十分考慮するものとする。 (略)</p> <p>・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。<u>また，IP電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 各機関の防災体制の整備 (略)</p> <p>○原子力事業者は，放射線防護用器具，非常用通信機器，放射線測定設備・機器その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ的確に行われるよう，防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>○安全規制担当省庁は，原子力緊急事態における関係者との連絡方法，意思決定方法，原子力緊急事態宣言と判断すべき事象の詳細，現地における対応方策等を定めた危機管理マニュアルを策定するものとする。また，国は，指定行政機関との連絡方法，初期動作等を定めた関係省庁マニュアル<u>(原子力災害対策マニュアル)</u>を整備する。</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>○国〔内閣府〕は、<u>官邸に電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システム等必要な資機材を備えた十分な広さを有するオペレーションセンターを整備・維持するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>(2) 職員の体制整備</p> <p>（略）</p> <p>(3) 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>(4) 緊急事態応急対策拠点施設の指定，整備</p> <p>（略）</p> <p>(5) 原子力安全委員会緊急技術助言組織等の体制整備</p> <p>（略）</p> <p>(6) 緊急時予測システム</p> <p>（略）</p> <p>(7) 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>○地方公共団体は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、原子力安全委員会が定めた指針に基づき、緊急時モニタリング計画を策定し、モニタリングポストの整備・維持，モニタリング要員の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。</p> <p>○文部科学省、<u>放射線医学総合研究所，指定公共機関〔日本原子力研究所，核燃料サイクル開発機構〕</u>，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制を整備・維持するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときに、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。</p> <p>○国〔気象庁〕は、緊急時において、放射能影響の早期把握に必要な気象情報を迅速に提供するため、平常時からシステムの維持・管理を行うとともに、緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。<u>また、環境放射線モニタリングを行う体制を整えるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>(2) 職員の体制整備</p> <p>（略）</p> <p>(3) 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>(4) 緊急事態応急対策拠点施設の指定，整備</p> <p>（略）</p> <p>(5) 原子力安全委員会緊急技術助言組織等の体制整備</p> <p>（略）</p> <p>(6) 緊急時予測システム</p> <p>（略）</p> <p>(7) 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>○地方公共団体は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、原子力安全委員会が定めた指針に基づき、緊急時モニタリング計画を策定し、モニタリングポストの整備・維持，モニタリング要員の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。</p> <p>○文部科学省、<u>指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構〕</u>，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制を整備・維持するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときに、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。</p> <p>○国〔気象庁〕は、緊急時において、放射能影響の早期把握に必要な気象情報を迅速に提供するため、平常時からシステムの維持・管理を行うとともに、緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。</p> <p>（略）</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(8) 専門家の派遣体制</p> <p>○国は、原子炉工学、放射線防護等に関する専門家からなる組織及び現場での責任者を含む国の専門職員の派遣体制を整備、維持し、迅速に現地に派遣できる体制を整えるものとする。</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕は、<u>放射線医学総合研究所、指定公共機関〔日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構〕</u>等からのモニタリング及び医療等に関する専門家並びに現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、防衛省、警察庁、海上保安庁に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力施設ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。</p> <p>○<u>放射線医学総合研究所、指定公共機関〔日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構等〕</u>は、緊急時に原子炉工学、放射線防護などの専門家を招集し、収集された情報等をもとに評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援等を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難収容活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>1 情報の収集・連絡関係 (略)</p> <p>2 災害応急体制の整備 (略)</p> <p>3 避難収容活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係 (略)</p> <p>(3) 消火活動関係</p>	<p>(8) 専門家の派遣体制</p> <p>○国は、原子炉工学、放射線防護等に関する専門家からなる組織及び現場での責任者を含む国の専門職員の派遣体制を整備、維持し、迅速に現地に派遣できる体制を整えるものとする。</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕は、<u>指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構〕</u>等からのモニタリング及び医療等に関する専門家並びに現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、防衛省、警察庁、海上保安庁に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力施設ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。</p> <p>○<u>指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構等〕</u>は、緊急時に原子炉工学、放射線防護などの専門家を招集し、収集された情報等をもとに評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援等を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難収容活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>1 情報の収集・連絡関係 (略)</p> <p>2 災害応急体制の整備 (略)</p> <p>3 避難収容活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係 (略)</p> <p>(3) 消火活動関係</p> <p>○<u>原子力事業者は、平常時から原子力施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるものとする。</u></p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>6 防災業務関係者の安全確保関係 (略)</p> <p>7 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係 ○国、地方公共団体及び原子力事業者は、特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。 ○国、地方公共団体及び放送事業者等は、的確な情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施 (略)</p> <p>9 災害復旧への備え (略)</p> <p>第3節 防災知識の普及 (略)</p> <p>第4節 原子力防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第5節 再発防止対策の実施 (略)</p> <p>第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え (略)</p> <p>○原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ官邸〔内閣官房〕、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府並びに事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察、消防機関及び海上保安部署など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。</p> <p>○安全規制担当省庁は、放射線医学総合研究所、<u>日本原子力研究所</u>、<u>核燃料サイクル開発機構</u>等の各分野の専門家を予め派遣専門家として登録し、また、必要な資機材についても放射線医学総合研究所、<u>日本原子力研究所</u>、<u>核燃料サイクル開発機構</u>等に適切に整備・維持させるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 防災業務関係者の安全確保関係 (略)</p> <p>7 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係 ○国、地方公共団体及び原子力事業者は、特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。 ○国、地方公共団体及び放送事業者等は、<u>被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に</u>伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施 (略)</p> <p>9 災害復旧への備え (略)</p> <p>第3節 防災知識の普及 (略)</p> <p>第4節 原子力防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第5節 再発防止対策の実施 (略)</p> <p>第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え (略)</p> <p>○原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ官邸〔内閣官房〕、安全規制担当省庁、文部科学省、内閣府並びに事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察、消防機関及び海上保安部署など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。</p> <p>○安全規制担当省庁は、放射線医学総合研究所、<u>日本原子力研究開発機構</u>等の各分野の専門家を予め派遣専門家として登録し、また、必要な資機材についても放射線医学総合研究所、<u>日本原子力研究開発機構</u>等に適切に整備・維持させるものとする。</p> <p>(略)</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 特定事象発生情報の連絡 （略）</p> <p>○安全規制担当省庁は，通報を受けた事象について，原子力緊急事態宣言を 発出すべきか否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展の 見通し等事故情報等について官邸(内閣官房)，原子力安全委員会，<u>文部科学 省</u>，内閣府，関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡する ものとする。 （略）</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡 （略）</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報，災害情報の連絡 （略）</p> <p>(3) 放射能影響の早期把握のための活動 （略）</p> <p>○安全規制担当省庁は，原子力事業者から連絡された施設からの放射性物質 等の放出状況及び地方公共団体がとりまとめたモニタリングの結果等を とりまとめ，官邸(内閣官房)，指定行政機関，関係地方公共団体に連絡す るものとする。原子力緊急事態宣言発出後においては，現地対策本部がと りまとめ，原子力災害対策本部，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公 共団体の災害対策本部に連絡するものとする。現地対策本部においては， モニタリング情報の把握を担当するグループがモニタリング情報を集約 し，評価を行うものとする。</p> <p>○文部科学省，<u>放射線医学総合研究所及び指定公共機関〔日本原子力研究所， 核燃料サイクル開発機構〕</u>，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業 者以外の原子力事業者は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員 し，地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援するものとする。 （略）</p> <p>○国〔経済産業省〕は，特定事象発生の通報を受けた場合，直ちにERS S を起動し，原子炉施設の状態等を把握するとともに，原子力事業者からの 放出見通し等の情報を踏まえ，その後の状態変化について予測するものと する。</p> <p>○国〔気象庁〕は，特定事象発生の通報を受けた場合，放射能影響の早期把</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 特定事象発生情報の連絡 （略）</p> <p>○安全規制担当省庁は，通報を受けた事象について，原子力緊急事態宣言を 発出すべきか否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展の 見通し等事故情報等について官邸(内閣官房)，原子力安全委員会，内閣府， <u>関係省庁</u>，関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するもの とする。 （略）</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡 （略）</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報，災害情報の連絡 （略）</p> <p>(3) 放射能影響の早期把握のための活動 （略）</p> <p>○安全規制担当省庁は，原子力事業者から連絡された施設からの放射性物質 等の放出状況及び地方公共団体がとりまとめたモニタリングの結果等を とりまとめ，官邸(内閣官房)，指定行政機関，関係地方公共団体に連絡す るものとする。原子力緊急事態宣言発出後においては，現地対策本部がと りまとめ，原子力災害対策本部，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公 共団体の災害対策本部に連絡するものとする。現地対策本部においては， モニタリング情報の把握を担当するグループがモニタリング情報を集約 し，評価を行うものとする。</p> <p>○文部科学省，<u>指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開 発機構〕</u>，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事 業者は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，地方公共団体 の行う緊急時モニタリング活動を支援するものとする。 （略）</p> <p>○国〔経済産業省〕は，特定事象発生の通報を受けた場合，直ちにERS S を起動し，原子炉施設の状態等を把握するとともに，原子力事業者からの 放出見通し等の情報を踏まえ，その後の状態変化について予測するものと する。</p> <p>○国〔気象庁〕は，特定事象発生の通報を受けた場合，放射能影響の早期把</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>握に必要な気象情報を，現地事故対策連絡会議(原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害合同対策協議会)に連絡するものとする。<u>また，環境放射線モニタリングを行い，とりまとめた結果を，現地事故対策連絡会議(原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害合同対策協議会)に連絡するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 原子力事業者の活動体制 (略)</p> <p>2 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(1) 特定事象への対応</p> <p>一 原子力防災専門官の対応 (略)</p> <p>二 専門家の派遣 (略)</p> <p>三 官邸対策室の設置 (略)</p> <p>四 関係省庁事故対策連絡会議の開催 (略)</p> <p>五 現地事故対策連絡会議の開催 (略)</p> <p>六 指定行政機関の対応 (略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置 (略)</p> <p>二 原子力災害現地対策本部の設置 (略)</p>	<p>握に必要な気象情報を，現地事故対策連絡会議(原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害合同対策協議会)に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 原子力事業者の活動体制 (略)</p> <p>2 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(1) 特定事象への対応</p> <p>一 原子力防災専門官の対応 (略)</p> <p>二 専門家の派遣 (略)</p> <p>三 官邸対策室の設置 (略)</p> <p><u>四 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</u></p> <p><u>○内閣官房は、事態に応じ、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行う。</u></p> <p><u>○必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。</u></p> <p>五 関係省庁事故対策連絡会議の開催 (略)</p> <p>六 現地事故対策連絡会議の開催 (略)</p> <p>七 指定行政機関の対応 (略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置 (略)</p> <p>二 原子力災害現地対策本部の設置 (略)</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>○現地対策本部は、対策拠点施設において、応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。</p> <p>○原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、<u>日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構等の専門家</u>を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>三 関係閣僚協議の実施</p> <p>（略）</p> <p>3 原子力安全委員会緊急技術助言組織等の活動</p> <p>（略）</p> <p>4 自衛隊の原子力災害派遣等</p> <p>（略）</p> <p>5 地方公共団体の活動体制</p> <p>（略）</p> <p>6 指定公共機関の活動体制</p> <p>（略）</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>（略）</p> <p>第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>（略）</p> <p>2 避難場所</p> <p>（略）</p> <p>3 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>（略）</p> <p>4 災害時要援護者への配慮</p> <p>○ 地方公共団体は、避難誘導、避難場所での生活に関しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、その他の災害時要援護者及び一時滞在者に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>	<p>○現地対策本部は、対策拠点施設において、応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。</p> <p>○原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、<u>日本原子力研究開発機構等の専門家</u>を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>三 関係閣僚協議の実施</p> <p>（略）</p> <p>3 原子力安全委員会緊急技術助言組織等の活動</p> <p>（略）</p> <p>4 自衛隊の原子力災害派遣等</p> <p>（略）</p> <p>5 地方公共団体の活動体制</p> <p>（略）</p> <p>6 指定公共機関の活動体制</p> <p>（略）</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>（略）</p> <p>第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>（略）</p> <p>2 避難場所</p> <p>（略）</p> <p>3 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>（略）</p> <p>4 災害時要援護者への配慮</p> <p>○地方公共団体は、避難誘導、避難場所での生活に関しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、<u>妊産婦</u>その他の災害時要援護者及び一時滞在者に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>5 飲食物の摂取制限 （略）</p> <p>第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持 （略）</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第6節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動 （略）</p> <p>3 消火活動 ○原子力事業者は，<u>速やかに火災の発生状況を把握し，安全を確保しつつ，迅速に消火活動を行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達活動 （略）</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 （略）</p> <p>(4) 在京大使館等への情報提供体制の強化 ○外務省及び関係省庁は，在京大使館等への情報提供を迅速に行うように努めるものとする。</p> <p>第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 （略）</p> <p>○原子力事業者等は，直ちに，携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定，汚染・漏えいの拡大防止対策，遮へい対策，モニタリング，消火・延焼の防止，救出，避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより，原子力災害の発生の防止を図るものとし，さらに，直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに，必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。</p>	<p>5 飲食物の摂取制限 （略）</p> <p>第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持 （略）</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第6節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動 （略）</p> <p>3 消火活動 ○原子力事業者は，<u>原子力施設の火災に関し，速やかに火災の発生状況を把握し，消防機関に通報するとともに，安全を確保しつつ，自発的に初期消火活動を行い，消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達活動 （略）</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 （略）</p> <p>(4) 在京大使館等への情報提供体制の強化 ○外務省及び関係省庁は，<u>必要に応じ，在京大使館や在外公館等を通じて，諸外国政府関係者等</u>への情報提供を迅速に行うように努めるものとする。</p> <p>第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 （略）</p> <p>○原子力事業者等は，直ちに，携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定，汚染・漏えいの拡大防止対策，遮へい対策，モニタリング，消火・延焼の防止，救出，避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより，原子力災害の発生の防止を図るものとし，さらに，直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに，必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>○安全規制担当省庁は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された放射線医学総合研究所、<u>日本原子力研究所</u>、<u>核燃料サイクル開発機構</u>等の専門家を現場へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○安全規制担当省庁は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された放射線医学総合研究所、<u>日本原子力研究開発機構</u>等の専門家を現場へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。</p> <p>（略）</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第3章 災害復旧</p> <p>（略）</p> <p>○国〔経済産業省〕及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>○<u>国</u>及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、<u>小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付</u>等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第3章 災害復旧</p> <p>（略）</p> <p>○国〔経済産業省〕及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>（略）</p>
<p>第4章 原子力艦の原子力災害</p> <p>（略）</p> <p>第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 災害情報等の連絡</p> <p>（略）</p> <p>○外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、周辺地域(海域)における立入り制限区域の設定等のための事故の規模等についての必要な情報提供を要請するものとする。</p> <p>○<u>現地防衛施設局</u>は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 放射能影響の早期把握のための活動</p> <p>（略）</p> <p>○文部科学省は、放射能調査によって通常の観測値を明らかに上回る値が観測された場合は、関係機関に連絡するとともにモニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。</p> <p>○<u>放射線医学総合研究所及び指定公共機関〔日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構〕</u>は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、文部科学省が行うモニタリングの強化のための取り組みを支援するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>（略）</p> <p>2 通信手段の確保</p>	<p>第4章 原子力艦の原子力災害</p> <p>（略）</p> <p>第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 災害情報等の連絡</p> <p>（略）</p> <p>○外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、周辺地域(海域)における立入り制限区域の設定等のための事故の規模等についての必要な情報提供を要請するものとする。</p> <p>○<u>防衛省地方防衛局</u>は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 放射能影響の早期把握のための活動</p> <p>（略）</p> <p>○文部科学省は、放射能調査によって通常の観測値を明らかに上回る値が観測された場合は、関係機関に連絡するとともにモニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。</p> <p>○<u>指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構〕</u>は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、文部科学省が行うモニタリングの強化のための取り組みを支援するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>（略）</p> <p>2 通信手段の確保</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 関係指定行政機関等の活動体制 (略)</p> <p>2 政府の活動体制</p> <p>(1) 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催 (略)</p> <p>(2) 官邸対策室の設置 (略)</p> <p>(3) 関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p>(4) 外国政府との調整 (略)</p> <p>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制 ○内閣総理大臣からの指示があった場合、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。 ○非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。内閣府は、外務省、文部科学省、<u>防衛施設庁</u>の協力を得て、非常災害対策本部の事務局の任を担う。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として中央合同庁舎5号館内とする。 (略)</p> <p>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(7) 専門家の派遣 (略)</p> <p>(8) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ○非常災害対策本部等は、被災現地の状況を把握し、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、<u>防衛施設庁</u>の協力を得て、現地対策本部の設置を行う。</p> <p>3 原子力安全委員会の活動 (略)</p> <p>4 自衛隊の災害派遣</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 関係指定行政機関等の活動体制 (略)</p> <p>2 政府の活動体制</p> <p>(1) 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催 (略)</p> <p>(2) 官邸対策室の設置 (略)</p> <p><u>(3) 緊急参集チームの参集</u> ○<u>内閣官房は、原子力艦の原子力災害の状況に応じ、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。</u></p> <p><u>(4) 関係閣僚協議の実施</u> (略)</p> <p><u>(5) 外国政府との調整</u> (略)</p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○内閣総理大臣からの指示があった場合、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。 ○非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。内閣府は、外務省、文部科学省、<u>防衛省</u>の協力を得て、非常災害対策本部の事務局の任を担う。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として中央合同庁舎5号館内とする。 (略)</p> <p><u>(7) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u> (略)</p> <p><u>(8) 専門家の派遣</u> (略)</p> <p><u>(9) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> ○非常災害対策本部等は、被災現地の状況を把握し、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、<u>防衛省</u>の協力を得て、現地対策本部の設置を行う。</p> <p>3 原子力安全委員会の活動 (略)</p> <p>4 自衛隊の災害派遣</p>

第10編 原子力災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>5 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>第3節 屋内退避，避難収容等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>(略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第6節 救助・救急及び医療活動</p> <p>(略)</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>第8節 迅速な復旧活動</p> <p>(1) 屋内退避，避難収容等の解除</p> <p>(略)</p> <p>(2) 損害賠償</p> <p>○国〔<u>防衛施設庁</u>〕は，原子力艦の原子力災害により，被害者から損害賠償の請求を受けた場合は，日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>5 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>第3節 屋内退避，避難収容等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>(略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第6節 救助・救急及び医療活動</p> <p>(略)</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>第8節 迅速な復旧活動</p> <p>(1) 屋内退避，避難収容等の解除</p> <p>(略)</p> <p>(2) 損害賠償</p> <p>○国〔<u>防衛省</u>〕は，原子力艦の原子力災害により，被害者から損害賠償の請求を受けた場合は，日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。</p>

第11編 危険物災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <p>・災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「<u>携帯・自動車電話</u>等」という。)，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。 (略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 危険物等の大量流出時における防除活動関係 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。</p> <p>○海上保安庁は，<u>油</u>が大量流出した場合における<u>油</u>防除に関する計画を作成するものとする。</p> <p>○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，<u>油</u>が大量流出した場合に</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <p>・災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「<u>携帯電話</u>等」という。)，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。 (略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 危険物等の大量流出時における防除活動関係 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。</p> <p>○海上保安庁は，<u>油等</u>が大量流出した場合における<u>油等</u>防除に関する計画を作成するものとする。</p> <p>○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，<u>油等</u>が大量流出した場合</p>

第11編 危険物災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>備えて、オイルフェンス、オイルフェンス展張船及び油回収船を整備するものとする。</p> <p>○石油事業者団体は、<u>油</u>が大量流出した場合に備えて、<u>油</u>防除資機材の整備を図るものとする。</p> <p>6 避難収容活動関係 （略）</p> <p>7 施設、設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>8 防災業務関係者の安全確保関係 （略）</p> <p>9 被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略）</p> <p>10 防災関係機関等の防災訓練の実施 （略）</p> <p>11 災害復旧への備え （略）</p> <p>第3節 防災知識の普及、訓練</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、<u>啓蒙</u>を図るものとする。 （略）</p> <p>2 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮 （略）</p> <p>第4節 危険物等災害及び防災に関する研究等の推進 （略）</p>	<p>に備えて、オイルフェンス、オイルフェンス展張船及び油回収船を整備するものとする。</p> <p>○<u>石油・化学事業者</u>団体は、<u>油等</u>が大量流出した場合に備えて、<u>油等</u>防除資機材の整備を図るものとする。</p> <p>6 避難収容活動関係 （略）</p> <p>7 施設、設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>8 防災業務関係者の安全確保関係 （略）</p> <p>9 被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略）</p> <p>10 防災関係機関等の防災訓練の実施 （略）</p> <p>11 災害復旧への備え （略）</p> <p>第3節 防災知識の普及、訓練</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、<u>啓発</u>を図るものとする。 （略）</p> <p>2 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮 （略）</p> <p>第4節 危険物等災害及び防災に関する研究等の推進 （略）</p>

第11編 危険物災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 災害の拡大防止活動 (略)</p> <p>第4節 救助・救急，医療及び消火活動 (略)</p> <p>第5節 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大量の原油等の油が海上に排出された場合は，事故の原因者等は防除措置を講ずるものとする。 (略) ○海上保安庁は，危険物等が海上に流出した場合，応急的な防除活動を行い，航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに，排出の原因者が必要な措置を講じていない場合は，措置を講ずるよう命ずるものとする。 ○国土交通省は，油流出事故が発生した場合，要請等を受けて，油回収船を出動させ，防除活動を行うものとする。 (略) ○防除措置を実施するに当たっては，必要な資機材を迅速に調達するものとし，危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。 ○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，備え付けているオイルフェンス，オイルフェンス展張船及び油回収船を用いて，海上への油の流出を防止するものとする。 <p>第7節 避難収容活動 (略)</p> <p>第8節 施設，設備の応急復旧活動 (略)</p> <p>第9節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者への情報伝達活動 (略) ○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓 	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3節 災害の拡大防止活動 (略)</p> <p>第4節 救助・救急，医療及び消火活動 (略)</p> <p>第5節 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大量の油等が海上に排出された場合は，事故の原因者等は防除措置を講ずるものとする。 (略) ○海上保安庁は，危険物等が海上に流出した場合，応急的な防除活動を行い，航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに，排出の原因者が必要な措置を講じていない場合は，措置を講ずるよう命ずるものとする。 ○国土交通省は，油等流出事故が発生した場合，要請等を受けて，油回収船を出動させ，防除活動を行うものとする。 (略) ○防除措置を実施するに当たっては，必要な資機材を迅速に調達するものとし，危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。 ○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，備え付けているオイルフェンス，オイルフェンス展張船及び油回収船を用いて，海上への油等の流出を防止するものとする。 <p>第7節 避難収容活動 (略)</p> <p>第8節 施設，設備の応急復旧活動 (略)</p> <p>第9節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者への情報伝達活動 (略) ○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓

第 11 編 危険物災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>○非常災害対策本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p>	<p>口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>○非常災害対策本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p>
<p>第 3 章 災害復旧 (略)</p>	<p>第 3 章 災害復旧 (略)</p>

第12編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>○本編では、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について記述する。</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及，訓練</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，全国火災予防運動，防災週間等を通じ，住民に対し，大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知させるとともに，災害発生時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，<u>啓蒙</u>を図るものとする。 (略)</p> <p>2 防災関連設備等の普及 (略)</p> <p>3 防災訓練の実施，指導 (略)</p> <p>4 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>第5節 大規模な火事及び防災に関する研究等の推進 (略)</p>	<p>○本編では、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について記述する。</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及，訓練</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，全国火災予防運動，防災週間等を通じ，住民に対し，大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知させるとともに，災害発生時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，<u>啓発</u>を図るものとする。 (略)</p> <p>2 防災関連設備等の普及 (略)</p> <p>3 防災訓練の実施，指導 (略)</p> <p>4 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>第5節 大規模な火事及び防災に関する研究等の推進 (略)</p>

第12編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第5節 避難収容活動 （略）</p> <p>第6節 施設，設備の応急復旧活動 （略）</p> <p>第7節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 （略）</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第5節 避難収容活動 （略）</p> <p>第6節 施設，設備の応急復旧活動 （略）</p> <p>第7節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 （略）</p>

第12編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 (略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成 (略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>○必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○<u>住宅金融公庫</u>等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、<u>公営・公団</u>等の空き家を活用する。 (略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>国及び地方公共団体</u>は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、<u>中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付</u>等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 (略)</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 (略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成 (略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>○必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○<u>住宅金融支援機構</u>等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅<u>融資</u>の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、<u>公営住宅</u>等の空き家を活用する。 (略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>災害復旧高度化資金貸付等</u>により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 (略)</p>

第13編 林野火災対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり (略)</p> <p>第2節 林野火災防止のための情報の充実 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「<u>携帯・自動車電話等</u>」という。)，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。 (略) ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について熟知しておくこと。 (略) <p>2 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 避難収容活動関係</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり (略)</p> <p>第2節 林野火災防止のための情報の充実 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「<u>携帯電話等</u>」という。)，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。 (略) ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について熟知しておくこと。<u>また，IP電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u> (略) <p>2 災害応急体制の整備関係 (略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 避難収容活動関係</p>

第13編 林野火災対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>6 施設，設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p>8 二次災害の防止活動関係 (略)</p> <p>9 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p> <p>第4節 防災活動の促進 (略)</p> <p>第5節 林野火災及び防災に関する研究等の推進 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 施設，設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p>8 二次災害の防止活動関係 (略)</p> <p>9 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p> <p>第4節 防災活動の促進 (略)</p> <p>第5節 林野火災及び防災に関する研究等の推進 (略)</p>

第13編 林野火災対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第5節 避難収容活動 （略）</p> <p>第6節 施設，設備の応急復旧活動 （略）</p> <p>第7節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第8節 二次災害の防止活動</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第5節 避難収容活動 （略）</p> <p>第6節 施設，設備の応急復旧活動 （略）</p> <p>第7節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第8節 二次災害の防止活動</p>

第13編 林野火災対策編

修正前	修正後（案）
(略)	(略)
第3章 災害復旧 (略)	第3章 災害復旧 (略)

第14編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>1 災害に強い国づくり</p> <p>○国は、<u>全国総合開発計画</u>等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、各種災害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>第2節 事故災害の予防</p> <p>(略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，国，地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。</p> <p>○国，地方公共団体は，衛星通信，パソコン通信，地域防災無線等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等を収集体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。</p> <p>(略)</p> <p>・災害時に有効な，<u>携帯・自動車電話</u>等，業務用移動通信，アマチュア無線</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>1 災害に強い国づくり</p> <p>○国は，<u>国土形成計画</u>等の総合的・広域的な計画の作成に際しては，各種災害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>第2節 事故災害の予防</p> <p>(略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，国，地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。</p> <p>○国，地方公共団体は，衛星通信，<u>インターネットメール</u>，<u>防災行政無線</u>等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等<u>の</u>収集体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。</p> <p>(略)</p> <p>・災害時に有効な，<u>携帯電話</u>等，業務用移動通信，アマチュア無線等による</p>

第14編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。 <p>（略）</p> <p>3 災害応急体制の整備関係 （略）</p> <p>4 災害の拡大防止関係 （略）</p> <p>5 救助・救急，医療及び消火活動関係 （略）</p> <p>6 緊急輸送活動関係 （略）</p> <p>7 避難収容活動関係 （略）</p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>9 施設，設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略）</p> <p>11 二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>12 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>13 防災関係機関の防災訓練の実施 （略）</p> <p>14 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第4節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p>	<p>移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。<u>また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u> <p>（略）</p> <p>3 災害応急体制の整備関係 （略）</p> <p>4 災害の拡大防止関係 （略）</p> <p>5 救助・救急，医療及び消火活動関係 （略）</p> <p>6 緊急輸送活動関係 （略）</p> <p>7 避難収容活動関係 （略）</p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>9 施設，設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略）</p> <p>11 二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>12 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>13 防災関係機関の防災訓練の実施 （略）</p> <p>14 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第4節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p>

第14編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>(1) 防災知識の普及 ○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、家庭での予防・安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施、指導 (略)</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 企業防災の促進 ○企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため、国及び地方公共団体は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	<p>(1) 防災知識の普及 ○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、家庭での予防・安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施、指導 (略)</p> <p>(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 企業防災の促進 ○企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため、国及び地方公共団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>
<p>第5節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進</p>	<p>第5節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進</p>

第14編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
(略) 第6節 事故災害における再発防止対策の実施 (略)	(略) 第6節 事故災害における再発防止対策の実施 (略)

第14編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>○災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ、関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 事故情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>○大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁幹部による情報の集約を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(4) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、</p> <p>(略)</p> <p>・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯・自動車電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>○災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ、関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 事故情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>○大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁等幹部による情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(4) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、</p> <p>(略)</p> <p>・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。</p> <p>(略)</p>

第14編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>第3節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第4節 災害の拡大防止活動 （略）</p> <p>第5節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第7節 避難収容活動 （略）</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動 （略）</p> <p>第9節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>第10節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第11節 施設，設備等の応急復旧活動 （略）</p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動 （略）</p> <p>（1）被災者への情報伝達活動 （略）</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，<u>パソコンネットワーク・サービス会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。また，国は放送事業者と協力して，緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。 （略）</p> <p>（2）国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓</p>	<p>第3節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第4節 災害の拡大防止活動 （略）</p> <p>第5節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>第7節 避難収容活動 （略）</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動 （略）</p> <p>第9節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>第10節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第11節 施設，設備等の応急復旧活動 （略）</p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動 （略）</p> <p>（1）被災者への情報伝達活動 （略）</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>○情報伝達に当たっては，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，<u>インターネットポータル会社</u>等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。また，国は放送事業者と協力して，緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。 （略）</p> <p>（2）国民への的確な情報の伝達 （略）</p> <p>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓</p>

第14編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、<u>パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>第13節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第14節 自発的支援の受入れ (略)</p>	<p>口の設置に努める。</p> <p>○情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、<u>インターネットポータル会社等</u>の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>第13節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第14節 自発的支援の受入れ (略)</p>

第14編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>○必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の<u>自立的生活再建の支援を行うものとする。</u>これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。</p> <p>○<u>住宅金融公庫</u>等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、<u>公営・公団住宅等</u>への特定入居を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>○必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付<u>を行う。</u>また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、<u>被災地の速やかな復興を図る。</u>これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。</p> <p>○<u>住宅金融支援機構</u>等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅<u>融資の</u>貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、<u>公営住宅等</u>への特定入居を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、</p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>るため、<u>公営・公団</u>等の空き家を活用する。 (略)</p> <p>第 5 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>国及び地方公共団体</u>は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、<u>中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付</u>等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 (略)</p>	<p><u>公営住宅</u>等の空き家を活用する。 (略)</p> <p>第 5 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>災害復旧高度化資金貸付</u>等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 (略)</p>

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後（案）
<p>第1章 災害予防に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全施設の整備に関する事項 2 既存ライフライン・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項 3 緊急輸送の確保に関する事項 4 防災上必要な教育に関する事項 5 防災上必要な訓練(図上訓練, 指導者演習を含む。)に関する事項 6 災害安全運動に自然災害時対策を採用することに関する事項 7 災害備蓄制度の運用に関する事項 8 地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項 9 気象業務に関する施設の整備等に関する事項 10 水防, 消防及び救助に関する施設及び設備の整備に関する事項 11 都市の防災構造化に関する事項 12 災害時において危険な区域に関する事項 13 水害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項 14 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項 15 土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備等に関する事項 16 土砂災害警戒区域の指定に関する事項 17 高潮対策に関する事項 18 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する事項 19 学校, 病院, 工場, 事業場, 百貨店, 旅館, 地下街, 高層建築物等の災害予防措置に関する事項 20 一般建築物等の安全性に対する指導に関する事項 21 文化財の災害予防措置に関する事項 22 防災営農体制の確立に関する事項 23 豪雪害の予防に関する事項 24 海上災害の予防に関する事項 25 航空災害の予防に関する事項 26 鉄道災害の予防に関する事項 27 道路災害の予防に関する事項 28 原子力災害の予防に関する事項 29 漏電, 爆発事故の防止に関する事項 30 石油コンビナート等特別防災区域等における災害の予防に関する事項 	<p>第1章 災害予防に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全施設の整備に関する事項 2 既存ライフライン・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項 3 緊急輸送の確保に関する事項 4 防災上必要な教育に関する事項 5 防災上必要な訓練(図上訓練, 指導者演習を含む。)に関する事項 6 災害安全運動に自然災害時対策を採用することに関する事項 <u>7 企業防災の促進に関する事項</u> <u>企業防災に係る各種の取組みに資する情報提供等や企業から事業継続等について相談を受けた場合の支援体制の構築等に関する計画</u> <u>8</u> 災害備蓄制度の運用に関する事項 <u>9</u> 地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項 <u>10</u> 気象業務に関する施設の整備等に関する事項 <u>11</u> 水防, 消防及び救助に関する施設及び設備の整備に関する事項 <u>12</u> 都市の防災構造化に関する事項 <u>13</u> 災害時において危険な区域に関する事項 <u>14</u> 水害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項 <u>15</u> 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項 <u>16</u> 土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備等に関する事項 <u>17</u> 土砂災害警戒区域の指定に関する事項 <u>18</u> 高潮対策に関する事項 <u>19</u> 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する事項 <u>20</u> 学校, 病院, 工場, 事業場, 百貨店, 旅館, 地下街, 高層建築物等の災害予防措置に関する事項 <u>21</u> 一般建築物等の安全性に対する指導に関する事項 <u>22</u> 文化財の災害予防措置に関する事項 <u>23</u> 防災営農体制の確立に関する事項 <u>24</u> 豪雪害の予防に関する事項 <u>25</u> 海上災害の予防に関する事項 <u>26</u> 航空災害の予防に関する事項 <u>27</u> 鉄道災害の予防に関する事項 <u>28</u> 道路災害の予防に関する事項 <u>29</u> 原子力災害の予防に関する事項 <u>30</u> 漏電, 爆発事故の防止に関する事項 <u>31</u> 石油コンビナート等特別防災区域等における災害の予防に関する事項

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後（案）
<p>31 石油等危険物の大量流出及び有害物質の漏洩による災害の予防に関する事項</p> <p>32 大規模な火事災害の予防に関する事項</p> <p>33 林野火災の予防に関する事項</p> <p>34 被害情報の収集・連絡，防災情報の共有化等に関する事項</p> <p>35 他機関との相互応援に関する事項</p> <p>第2章 災害応急対策に関する事項</p> <p>1 災害に対する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項</p> <p>2 災害時における防災関係職員の参集体制に関する事項</p> <p>3 災害時における災害に関する情報等の収集及び防災情報の共有化に関する事項</p> <p>4 災害時における広報宣伝に関する事項</p> <p>5 避難(小，中学校の児童，生徒等の集団避難を含む。)に関する事項</p> <p>6 水防活動，消防活動，救助活動及び医療活動に関する事項</p> <p>7 災害対策用機材，建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項</p> <p>8 技術者の現況の把握及びその従事命令に関する事項</p> <p>9 災害時における食料その他の生活必需品及び復旧資材の需給計画に関する事項</p> <p>10 災害時における動物の管理(衛生を含む。)及び飼料の需給計画に関する事項</p> <p>11 災害時における幼児，児童，生徒及び学生の応急の教育に関する事項 仮校舎の設置，学校施設の応急復旧，安全なる通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の児童，生徒に対する就学援助の増強並びに<u>盲ろう</u>児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に関する計画</p> <p>12 災害時における遺体の処理に関する事項</p> <p>13 災害時における廃棄物処理，防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>14 災害時における病虫害防除に関する事項</p> <p>15 災害時における通信計画に関する事項</p> <p>16 災害時におけるライフライン施設，公共施設の応急復旧計画に関する事項</p> <p>17 災害時における交通輸送計画に関する事項</p> <p>18 災害時における危険物の保安に関する事項</p> <p>19 災害時における有害物質の漏洩の防止に関する事項</p> <p>20 災害時における犯罪の予防，交通の規制その他社会秩序の維持に関する事項</p>	<p><u>32</u> 石油等危険物の大量流出及び有害物質の漏洩による災害の予防に関する事項</p> <p><u>33</u> 大規模な火事災害の予防に関する事項</p> <p><u>34</u> 林野火災の予防に関する事項</p> <p><u>35</u> 被害情報の収集・連絡，防災情報の共有化等に関する事項</p> <p><u>36</u> 他機関との相互応援に関する事項</p> <p>第2章 災害応急対策に関する事項</p> <p>1 災害に対する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項</p> <p>2 災害時における防災関係職員の参集体制に関する事項</p> <p>3 災害時における災害に関する情報等の収集及び防災情報の共有化に関する事項</p> <p>4 災害時における広報宣伝に関する事項</p> <p>5 避難(小，中学校の児童，生徒等の集団避難を含む。)に関する事項</p> <p>6 水防活動，消防活動，救助活動及び医療活動に関する事項</p> <p>7 災害対策用機材，建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項</p> <p>8 技術者の現況の把握及びその従事命令に関する事項</p> <p>9 災害時における食料その他の生活必需品及び復旧資材の需給計画に関する事項</p> <p>10 災害時における動物の管理(衛生を含む。)及び飼料の需給計画に関する事項</p> <p>11 災害時における幼児，児童，生徒及び学生の応急の教育に関する事項 仮校舎の設置，学校施設の応急復旧，安全なる通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の児童，生徒に対する就学援助の増強並びに<u>特別支援学校等在籍</u>児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に関する計画</p> <p>12 災害時における遺体の処理に関する事項</p> <p>13 災害時における廃棄物処理，防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>14 災害時における病虫害防除に関する事項</p> <p>15 災害時における通信計画に関する事項</p> <p>16 災害時におけるライフライン施設，公共施設の応急復旧計画に関する事項</p> <p>17 災害時における交通輸送計画に関する事項</p> <p>18 災害時における危険物の保安に関する事項</p> <p>19 災害時における有害物質の漏洩の防止に関する事項</p> <p>20 災害時における犯罪の予防，交通の規制その他社会秩序の維持に関する事項</p>

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後（案）
<p>21 災害時における自衛隊の災害派遣の効率化に関する事項</p> <p>22 災害時における広域応援受入れ体制の整備に関する事項</p> <p>23 海上及び航空災害における捜索に関する事項</p> <p>24 原子力災害に関する事項</p> <p>25 石油等危険物の大量流出による防除に関する事項</p> <p>26 災害時における応急工事に関する事項</p> <p>27 二次災害の防止に関する事項</p> <p>28 ダム、せき、水門等の管理に関する事項</p> <p>29 被災者等に対する相談機能の充実に関する事項</p> <p>30 災害時における高齢者、障害者等の福祉の確保に関する事項</p> <p>31 災害時におけるボランティアの受入れに関する事項</p> <p>32 義援物資、義援金の受入れに関する事項</p> <p>第3章 災害復旧・復興に関する事項</p> <p>1 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項</p> <p>2 災害復旧・復興上必要な金融その他の資金計画に関する事項</p> <p>3 借地借家制度の特例の適用に関する事項</p> <p>4 被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する事項</p> <p>5 被災者の生活確保、生活再建等への支援に関する事項</p>	<p>21 災害時における自衛隊の災害派遣の効率化に関する事項</p> <p>22 災害時における広域応援受入れ体制の整備に関する事項</p> <p>23 海上及び航空災害における捜索に関する事項</p> <p>24 原子力災害に関する事項</p> <p>25 石油等危険物の大量流出による防除に関する事項</p> <p>26 災害時における応急工事に関する事項</p> <p>27 二次災害の防止に関する事項</p> <p>28 ダム、せき、水門等の管理に関する事項</p> <p>29 被災者等に対する相談機能の充実に関する事項</p> <p>30 災害時における高齢者、障害者等の福祉の確保に関する事項</p> <p>31 災害時におけるボランティアの受入れに関する事項</p> <p>32 義援物資、義援金の受入れに関する事項</p> <p>第3章 災害復旧・復興に関する事項</p> <p>1 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項</p> <p>2 災害復旧・復興上必要な金融その他の資金計画に関する事項</p> <p>3 借地借家制度の特例の適用に関する事項</p> <p>4 被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する事項</p> <p>5 被災者の生活確保、生活再建等への支援に関する事項</p>